

ID: 191

担当部署: 企画課

処分の概要	開発行為の中止等の措置命令		
例 規 名 根 拠 条 項	八頭町開発行為の事前協議に関する条例 第4条第3項		
例 規 番 号	平成17年条例第141号		
<p>【根拠条文】 (総括事項) 第4条 開発行為をしようとする者は、事業計画協議書を町長に提出し、その承諾を受けなければならない。</p> <p>2 町長は、前項の規定による承諾をする場合において、開発者に対し、必要な措置をとるべきことを指導し、又は勧告することができる。</p> <p>3 町長は、前項に規定する勧告に従わない者に対し、当該開発行為の中止、計画の変更、現状の回復等自然環境及び生活環境の保全に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> <p>4 開発者は、その内容について変更しようとするときは、その旨届け出るとともに、その承諾を受けなければならない。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 26 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日